

生殖技術の進歩と倫理的 インパクト

——人工受精・体外受精を利用した
代理母出産の問題を中心として——

立木 教夫

目 次	
問題提起	3) 「子供の商品化」と優生学的観点の導入
1 生殖技術の動向	4 代理母契約の関係者たちが抱える倫理的ディレンマ
1) 生殖技術とは	1) 代理母のディレンマ
2) 人工受精・体外受精の歩み	2) 受け入れ側の夫婦のディレンマ
3) 現行の人工受精・体外受精技術の分類	3) 子供自身におけるディレンマ
2 代理母出産と代理母契約	5 立法化の動き
1) 代理母出産のはじまり	1) 現 状
2) 代理母出産の分類	2) 代理母契約の法的強制力の問題
3) 代理母契約の手続き	3) プライバシーの問題
4) 代理母契約の相反する事例	結 び
3 代理母出産が孕む倫理的問題	注
1) 「卵子の母」と「子宮の母」の分裂	
2) 「産むこと」と「育てること」の分裂	

問題提起

科学と技術の最先端での動きは、常に我々の生存にとって、最も根源的な問をつきつけてきた。生命科学 (life science) は、「人類の進化の方向を人間自らが決定しようとする時代」を切り開きつつある。生命科学の進歩は生殖技術の進歩を実現し、すでに治療を目的とした人間生命への実験的介入が開始されている。40億年あまりかけ、生命の論理に従って進化してきた生命系の一員であるヒトは、現在、「知識」と「技術」を人間的価値観に従って駆使し、外的自然のみならず内的自然をも変化させようとしているのである。

ここに至って、従来の科学・技術は、これまでの「価値-自由」なあり方を改め、一種の倫理規範にもとづく「自己規制」を行なう必要があるのではないか、との指摘がなされるようになってきた。福井謙一教授は、「科学・技術の倫理規範を具体的にどう置くかは、人により意見の分れるところであろう。私は地球がいままで受けついできた、このすばらしい自然を含む地球の遺産を保全しつつ、人類の持続的な生き残りを図ることをもって、人類全体としての自己規制の目標とすべきではないかと思う⁽¹⁾」という形で「自己規制」のあり方を提示している。生命科学およびその応用技術が、人間の生命をもその対象として射程距離の中に取り込んでしまった現在、人類の「生存」という問題は、これからの科学・技術の営みを導き、「自己規制」を加えていく上での根本的指導原理の明確化を求めているのである。

現在、生殖技術を介して行なわれている人間生命への意図的介入は、未だ散発的である。しかし、生命科学の進歩と生殖技術の適用を通して、人類が人間生命に対する操作可能性を拡大しつつあることは確かな事実であり、「さまざまな倫理体系が性と結婚において維持しようとしている人間の絆が危険にさらされはしないか」という危惧を抱かせるまでになってきている。本稿においては、このような生命科学ならびに生殖科学の現状を念頭に置きつつ、具体的な問題を取り上げていくことにする。つまり、生殖技術、とり

わけ人工受精・体外受精の試みを代理母出産との関係において吟味し、親子関係への操作的介入の現状を明らかにすることによって、それが孕むさまざまな問題点を考察していくことにしたい。それは、人類の家族システムの根底に対して、極めて深刻な倫理的インパクトを与えることが予想されるのである。

1 生殖技術の動向

1) 生殖技術とは

ここでいう生殖技術 (reproductive technology) とは、『生命倫理百科事典』(*Encyclopedia of Bioethics*) の定義に従い、「自然な性交による受精と子宮内妊娠というプロセスの一部、あるいは全部を代替する技術⁽²⁾」である。以下、本稿で扱う問題は、生殖技術の中の人工受精・体外受精に関連した代理母出産の問題に限定することにする。

2) 人工受精・体外受精の歩み⁽⁴⁾

まず人工受精・体外受精の歩みを概観しておこう。

ヒトの精子の存在を発見し確認したのは、オランダの医学生ハムである(1677)。ヒトの精子を用いて、配偶者間人工受精 (AIH) に初めて成功したのは、イギリスのハンターであり(1799)、非配偶者間人工受精 (AID) を初めて実施したのは、アメリカのパンコーストである。

1950年代の初めには、アメリカのコロンビア大学のシェトルズがヒトの体外受精卵を作り、培養しながら細胞分裂を確認している。

1960年代には、イタリアのベッセルッチが試験管内で60日間もヒトの受精卵細胞を培養し、イギリスのステプターとエドワーズが体外受精に成功している。

1970年代には、ステプターが体外受精法による不妊治療を開始し、1978に

至って、ステプターとエドワーズの手により、世界初の体外受精児ルイー
ズ・ブラウンが誕生した。また1976年には、アメリカのミンガン州の弁護士
ノエル・キーンが世界初の代理母契約をとりまとめている。この代理母契約
は、それ以降開発されてきた様々な生殖技術を導入することによって、複雑
な問題を提起してくることになる。

1980年代に入ると、人間に対する生殖技術の適用は本格化しはじめた。19
82年には、オーストラリアのモナシュ大学のトルンソン博士が、妻以外の女
性の卵子と夫の精子を受精させ、その受精卵を妻に戻して妊娠させる実験を
進めていると発表した。これはすぐに臨床に応用され、1984年には無事出産
にこぎつけている。

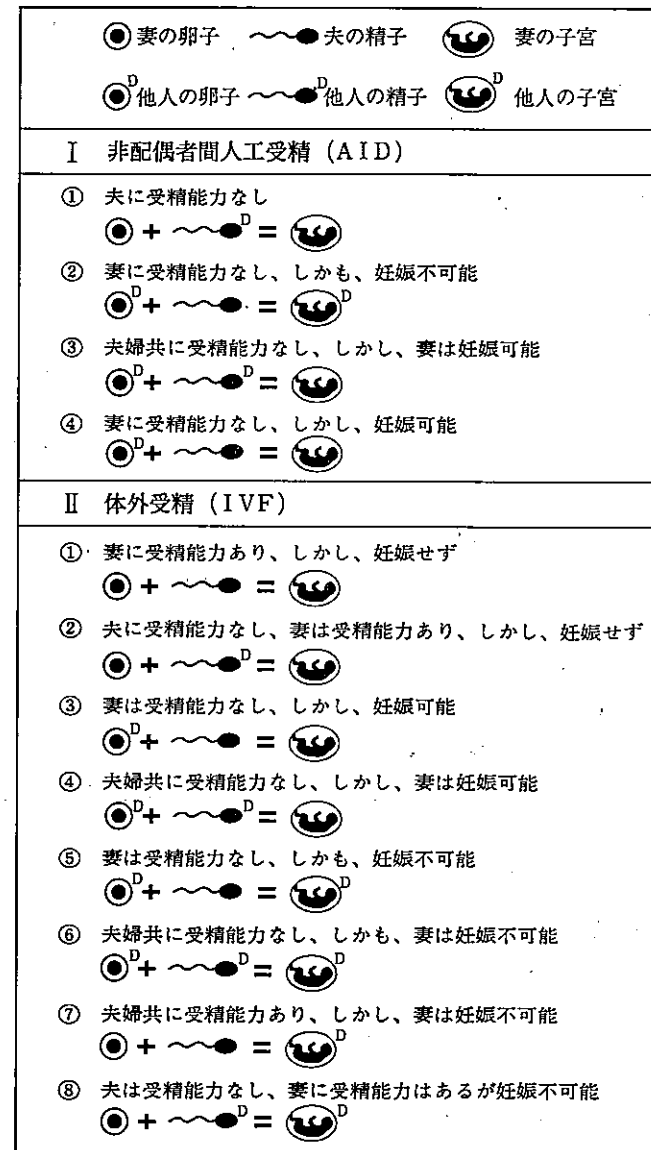
1983年1月には、カリフォルニア大学ロスアンジェルス校、ハーバー・メ
ディカル・センターで、洗浄法を用いた受精卵移植が行なわれ、成功した。
この技術を開発する上で資金提供をした「生殖遺伝研究社」は、特許申請
をするとともに、商業的な体外受精卵移植のセンターを設置する計画を立
て、商業化に踏み出す構想をうちだしている。4月にはメルボルンのクイー
ン・ビクトリア病院の体外受精チームのリーダー、カール・ウッド、モナシ
ュ大学教授が世界初の冷凍受精卵による体外受精児の誕生を発表した。7月
には、シドニーに住む夫婦から代理母出産を依頼された代理母が引き渡しを
拒否した。8月には、オーストラリアで人工受精法が発効し、これからま
す複雑化していくことが予想される生殖技術の適用に対処することとな
った。

また、フランスでは、死んだ夫の精子返却を「精子保存研究センター」に
対し求めていたコリンヌ・パルパレの主張に対し、「妻の要求に応じて返却
すべし」との判決をパリ地方裁判所が下した。この冷凍精子を人工受精する
ならば、死んだ夫の子供を生むことができるかもしれない。

このように生殖技術の進歩は、今まで人類が受け継いできた生殖形態に様
々な新しい要因を導入しつつある。

また、『タイム』（1984年9月10日号）の最新調査によれば、アメリカで

新 生 殖 技 術



図(1) Time, Vol.124, No.11, p.39 を翻訳し改めた。

は、非配偶者間人工受精（A I D）児が25万人ほど誕生している。また、体外受精児は世界中で既に700人ほど誕生しており、1984年中には1000人を超すと予測されている。アメリカにおける代理母出産は1976年から実施され、すくなくとも100人から150人がすでに誕生していると推定されている。

3) 現行の人工受精・体外受精技術の分類

さて、現在行なわれている様々な形態の人工受精ならびに体外受精の技術を、卵子、精子、受精の場所、妊娠・出産で分類してみると、図(1)のようになる。

このような精子、卵子、子宮の提供、受精卵あるいは胚の移植、代理母出産などの技術は複雑に組み合わせられ実施されているため、親子関係を記述する確かな言葉を欠いている状態である。専門家は正確さを期すために記号表記法を用いている（例えば、 $X_M \& Y_D$ by AI with Gestation M【妻の卵子（ X_M ）に提供精子（ Y_D ）を人工受精（A I）し、妻（M）が妊娠・出産する】、 $X_D \& Y_M$ by IVF with Gestation M【提供卵子（ X_D ）と夫の精子（ Y_M ）で体外受精（I V F）し、妻（M）が妊娠・出産する】など）。

このように、従来存在しなかった形態の「協力体制をとる生殖」(collaborative reproduction)、つまり、夫婦が保有していない遺伝因子なり、妊娠に必要な因子を第三者が提供するという協力体制が、次々と実施されている。

ここで我々は、問題を代理母出産と関連したケースにのみ絞り、検討を加えていくことにする。図(1)ではI - ②～④、II - ⑤～⑧が代理母出産に相当するものである。

2 代理母出産と代理母契約

1) 代理母出産のはじまり

代理母出産とは、経済的あるいは心情的な理由から、他人のために自分の

子宮を用いて子供を育てたり、出産したりする行為である。

世界初の代理母出産を法的に取りまとめたのは、アメリカ、ミシガン州の弁護士ノエル・キーンであるが、彼はその時のいきさつを次のように語っている。1976年に、あるレバノン人夫婦がミシガン州、ディアボーンにある彼の法律事務所に現れ、彼等の子供を妊娠してくれる人を捜してくれないかと依頼した。この夫は宗教的・文化的理由から養子縁組には絶対反対であり、また、自分と子供との間の遺伝的つながりが是非とも必要であると述べた。キーンは法的契約を成立させるため調査を行なったところ、全く前例のないケースであることを知った。そこでキーンはボランティアという形で代理母を募集することにした。募集広告を地方の大新聞に掲載しようとしたところ断られてしまったので、ミシガン大学の大学新聞に広告を出した。ところが、これをアン・アーバー・ニュースが大々的に第一面でとりあげたため、以後広く知れ渡ることとなったのである。代理母契約はこのレバノン人のケースがきっかけとなってスタートし、キーンは1982年までにすでに70例近くの代理母契約を取りまとめたという⁽⁵⁾。

このように、どうしても子供を欲しいという夫婦の気持ちには、生物学的・心理学的・文化的にみて、深い理由がある。これが代理母出産が正当化される根本的な論拠である。そして、この代理母出産は、たとえば、妻に優性常染色体異常があるとか、血友病などの伴性遺伝があるとか、あるいは不妊であるにもかかわらず、なんとかして自分達の子供を持ちたいという願望を抱いている夫婦にとっては、まさに福音である。この場合、子供は夫婦の一方の遺伝子を受け継いでいるので、単なる養子縁組よりもはるかに望ましいと考える夫婦が多い。

2) 代理母出産の分類

代理母出産の方法は大きく2つに分かれる。第1の方法は、夫が性交によって代理母を妊娠させる場合である。子供が生まれると、代理母は一定の経済的利益を受けられることを規定した事前の契約、もしくは同意ののっ

て、養育権を夫婦に譲渡するというものである。

第2の方法は、人工受精あるいは体外受精が行なわれ、代理母が妊娠し出産するものである。出生後、第1の場合と同様に、養育権の譲渡が行なわれる。この方法は第1の方法よりも一般的なもので、これによれば第1の方法にみられる「不倫」な要素を回避できることになる。この第2の方法には図(1)におけるようなさまざまな場合がある。

3) 代理母契約の手続き

《求む代理母。不妊の夫婦より。西インド諸島系、スペイン系、あるいはプエルトリコ系の婦人希望。必要経費は当方にて負担。謝礼あり。秘密厳守》⁽⁶⁾

これはある新聞に掲載された求人広告である。ノエル・キーンは、「近い将来、不妊夫婦による代理母契約は、養子縁組制度を遙かに凌ぐことになるだろう」⁽⁷⁾と予測しているが、この代理母契約は一体どのような手続きを経て実施されているのであろうか。ここでは先の図(1)の1-②の場合を例に、現在広く行なわれている一般的な手続きを見ておくことにしよう。

代理母幹旋業というものがあるがすでに存在している。そこには、募集・選考済みの代理母志願者の登録リストが用意されており、不妊夫婦はその中から適当な人を選出し、交渉する。そこで話がまとまれば、彼等は契約書にサインをする。この契約書には、代理母が不妊夫婦の夫の精子で人工受精を受け、妊娠し出産したなら、その直後にすべての親権を放棄し、受け入れ側の夫婦に子供の養育権を譲渡し、養子縁組される旨が記されている。契約ではふつう、出産時に子供を譲渡するという同意とともに、出生前の遺伝検診、中絶、妊娠期間中の代理母の行動に関する規定などが定められている。受け入れ側の夫婦は妊娠に関する医療費の支払い、ならびに子供が譲渡された段階での代理母に対する謝礼(約1万ドル)の支払いに、同意する。弁護士は夫が父であることを証明するための書類を準備し、代理母の権利を終結させ、養子縁組を成立させる。⁽⁸⁾

現在アメリカでは、このような代理母契約は家族法の範囲内で執り行なわ

れている。しかし、これを代理母制度として立法化しようとする動きが現れてきている。この点については、のちほどふれることにしよう。

4) 代理母契約の相反する事例

ここで後の考察をより明確なものとするために、相対立するような代理母契約の事例を2つ示しておくことにする。

《事例1》順調にいった例

ヴァレリー婦人は2歳と3歳の2人の男の子を持つ母親で、ニュージャージー州に住んでいた。夫はトラックの運転手をしていて、生活は苦しかった。彼女は1983年の3月、つぎのような新聞広告を目にした。

「代理母求む。不妊夫婦より。夫の子供を人工受精により生んで下さる方に1万ドル支払う用意あり。秘密は完全厳守。」

この広告を見たヴァレリーは、「私は、すぐ妊娠する体質だし、もう1人子供を生むことは何でもない。それに、誰かの役に立つこともできることだし」と考えた。また、1万ドルの謝礼は魅力的であった。ヴァレリーは早速次の日、申し込みを済ませた。一週間後に彼女は、面会希望者がいる旨の連絡を受けとった。

面会を希望したアーロンは、イェール大学を出た弁護士だった。アーロンとマンディーは1980年に結婚し、すぐに子供を生む計画を立てたが、子供はできなかった。検査の結果、子供を生むことは不可能だということが判明した。彼等は養子縁組についても考えたが、その手続きが複雑なためあきらめざるを得なかった。ある時、妻のマンディーが代理母契約を試してみようと言い出し、不妊センターで登録ファイルの中からヴァレリーを選んだのであった。

ヴァレリーはアーロン夫妻の気に入って、契約が成立した。彼女には大量の喫煙癮や飲酒癖はないし、家系的にも遺伝病を持った者は1人もいなかった。アーロンの精子で人工受精を受けたヴァレリーは、ただの1回で妊娠した。⁽⁹⁾すべて順調に運び、ヴァレリーは出産し、子供の養子縁組も成立した。

《事例2》トラブルが生じてきた例

サザーランド婦人の場合、結婚して12年になるが、1度も妊娠したことはなかった。夫妻は考えうるあらゆる手段を試みてみたが、最終的に婦人の不妊がはっきりした。子供がほしければ養子縁組をしたほうがよいとの医師の助言を得て、夫妻は養子縁組幹旋機関を訪ねたが、健康な白人の赤ちゃんを望むなら最低2年間は待たなければならないこと、また彼らが相手方から適任と判断された場合に限り養子縁組が成立するとの説明を受け、養子縁組をあきらめた。

サザーランド夫妻は、「代理母契約」の新聞記事にあった弁護士と会い、説明を受けた。弁護士の話では、代理母に支払う謝礼は医療費の外に5千ドルから1万ドル必要とのことであった。また、契約はサザーランド夫妻と代理母の間で行なわれるが、もし代理母の方から異議申し立てがなされたりした場合には、裁判所は代理母に子供の養育権を与えることになるだろうと指摘した。

まもなく弁護士は、2児の母親であるジュリア・ハウエル夫人を紹介し、サザーランド夫妻はハウエル夫人と契約を結んだ。ハウエル夫人は出産まで子供を育て上げるのに必要な医療費の支払いを受け、子供を手放す時に1万ドルの謝礼を受け取るようになっていた。また契約書は出生欠陥を排除する目的で、妊娠第14週目に羊水穿刺をうけることを規定していた。つまり、サザーランド夫妻としては、子供を得るためにこれ程のことをするのだから、「完全な」子供が欲しいと思ったのである。そして、夫妻は「もし欠陥が発見されたら中絶する」という条項を契約書に加えるよう強く主張した。このような場合でも、慰謝料として5千ドル支払われることとなり、合意が成立した。

ハウエル夫人は妊娠し、第14週目に羊水穿刺検査を受けた結果、胎児のダウン症候群が判明した。サザーランド夫妻は中絶を依頼したが、ハウエル夫人は中絶を拒否した。彼女は、「私は良心に鑑みて、不完全だという理由をもって胎児を殺すようなことはできない」と言明したのである。しかし、彼女は自分が子供を育てることは拒否した。その理由として、子供を望んだ

のはサザーランド夫妻であるから、たとえその子供が欠陥を有していようがいまいが、子供に対する責任は彼らにあると主張したのである。彼女はまた、この時点まで子供を育てたことに対する謝礼を要求した。サザーランド夫妻は弁護士から安全な中絶が手遅れにならないうちに裁判にもち込んだほうがよいとの忠告を受けた。

3 代理母出産が孕む倫理的問題

上記《事例2》にも見られるように、代理母契約は人間の「生命の質」をも契約条件の中に組み込んでいる。単に「子供が欲しい」ということから出発した代理母出産は、金銭が介入する契約という形式をとることにより、誰もが心の中に持っている「よりよい子供を」という要求を突出させることとなった。しかもその条件から外れる場合には、「中絶する」という条項が盛り込まれるようになっているのである。ここには、人間の生命をめぐる「生命の質」の判定が、非常に明確な形で具体化されている。次に、この代理母出産が孕む倫理的問題を取り上げることにしよう。

これまで生殖技術、代理母出産ならびに代理母契約というものを、前掲の図(1)のⅠ-②のケースを例として概観してきたわけであるが、この他にも、Ⅰ-③④、Ⅱ-⑤~⑧のケースなど、様々な形態が存在する。そこで、これらに共通する倫理的問題点をいくつか指摘し、検討を加えておくことにしよう。

1) 「卵子の母」と「子宮の母」の分裂

卵子提供者と子宮提供者が異なる場合、つまりⅠ-③④、Ⅱ-⑦⑧の場合、最も困難な問題は、子供にとって「卵子の母」と「子宮の母」のいずれがより重要かということであろう。

重要度の判定にあたって、第1の判定基準となるものは、生物学的なインプットであろう。

まず、「卵子の母」は、子供の遺伝的写真像は受精のときに固定され、これは変化しようがないものだという事実を指摘し、「卵子の母」の重要度を主張するに違いない。そして、「子宮の母」から胎児に対する影響はないとは言えないが、最小限度のものにすぎないと主張することだろう。この議論は、たとえば、髪の色が黒く、小柄でずんぐりした体を作り上げるような遺伝子を持っている子供が、金髪で、背が高く、すらりとした体つきをした代理母から生まれてきたからといって、金髪がかったり、背が高く、すらりとしてくるようなことはない、という事実によっても支持される。

他方、「子宮の母」も確かに単なる孵卵器ではない。子宮の母が栄養不良であったり、アルコール中毒者であれば、胎児は被害を被る可能性がある。妊娠時の喫煙と未熟児の関係や、サリドマイドのような薬害は、十分に確認されている。さらに、流産したり奇形を伴ったりするハイリスク妊娠の原因として、母体側の医学的要因が指摘されている。

これらのことから言えることは、「卵子の母」と「子宮の母」の双方について、子供の生物学的母とみなされるべき生物学的インプットを指摘することはできるが、いずれも他方が生物学的母ではないとは断定し得ないということである。

第2の判定基準は、時間的介入の長さであろう。もしも協力体制をとる生殖における第三者の介入が、時間的にみて散発的・限定的なものであれば、その第三者の生殖における協力はそれ程重要なものではないと見なされる。それ故、子供にとって重要な親の判定は比較的容易に行なわれる。このような理由から、匿名の精子提供者は子供にとって重要な人物ではないとされ、子供に対する権利・義務を保有しないとされているのである。特に注意すべきことは、たとえ生物学的つながりがなくとも、時間的介入が十分に長い場合には、子供にとって重要な人物とみなされ、子供に対する権利・義務を生ずるようになるという点である。たとえば、卵子提供に比べて子宮提供の方が時間的介入ははるかに長い。この間に「子宮の母」と胎児との間で諸々の人間的・精神的絆が築かれるので、これを単に散発的・限定的とは見なせな

くなるのである。ここにおいては、何らかの時間的判定基準を設定しなくてはならないのだろうか。また第1の生物学的インプットとこの時間的介入をどのように組み合わせて判断すべきなのであろうか。

このように夫婦共同体にとって第三者である代理母が介入し、夫婦が欠いている妊娠要因、つまり、卵子や子宮の提供が可能となったため、母親が「卵子の母」と「子宮の母」に分裂することになったのである。夫婦は個人レベルの自由契約を通して、第三者である代理母の援助を得、子供を持ちたいという自分たちの意図を実現しようとするのである。つまり代理母は夫婦が欠いている妊娠要因を代替するのである。一個の人間を、人格を離れて機能的に利用していくという道具主義の考え方は、人間の手段化に道を開くものであり、倫理的に大きな問題を内包している。

2) 「生むこと」と「育てること」の分裂

代理母契約においては、子宮あるいは卵子・子宮を提供する代理母は、自分が出産する子供の養育責任を負わないことをはっきりと理解した上で、代理母契約を行なうのである。代理母契約は、代理母が心の中で、「子供を生む決心」と「その子供を自分の子供として育てる決心」を明確に分離するよう作られている。

自分がこれから妊娠する子供は他人に手渡す子供であり、自分はその子供の養育には関与しないということを明確に意識化し、妊娠に臨むなどということは、代理母出産が契約を通して行なわれるようになる以前にはなかったことである。これは、ほぼ絶対的なものと考えられてきた母子関係に、生殖技術なり代理母契約が入り込み、母子関係が相対化されることにより現出してきた新たな意識である。このような意識が母子関係観、人間観、生命観を含めた広い意味での倫理に与える影響は大きいといえよう。

さてここで、心理学者フィリップ・パーカーの調査をもとに、このような区別を意識化した上で、あえて代理母出産を引き受けるに至った代理母側の動機を見ておくことにしよう。彼は275名以上の代理母出産志願者にインタ

ビューを試み、彼女たちが代理母を引き受ける決心をするに至るには、いくつかの動機が存在していたことを発見した。自らすすんで代理母になったという人の大半は子持ちで、その多くは既婚者であった。彼女たちは代理母を引き受けるに至った主な理由として、(1)他の職業よりも大きな収入が得られ経済的に豊かになるから、(2)妊娠状態が好きだから、(3)懐妊しているという⁶³ことで大切にされたり注目されたりするのがうれしいから、(4)臓器提供者の場合のように、他の夫婦に対し「生命の贈り物」ができることに喜びを感じるから、などの理由をあげている。

3) 「子供の商品化」と優生学的観点の導入

いずれにせよ、代理母が契約に臨むそもそもの目的が問われる。子供そのものが欲しくて生むのではなく、子供を生むことで得られる何か⁶⁴がほしくて生むのではないか。つまり、子供を独自の個性を持った人格ととらえ、子供それ自体が目的で子供を望むのではなく、有用性ゆえに望まれる手段と考えられるようになってきているのではないだろうか。つまり大金を得るために子供を生むというようなことは、倫理的に大きな問題があるのではないだろうか。このような場合、商品経済の論理が人間そのものに適用されるようになる。人は金銭を支払ったからには、当然それに見合うだけの価値を手に入れたいと期待する。それ故、代理母契約においては、「いい子があつたらうか」というような発想は避けることができない。そしてたとえば生まれて来た子供に先天異常があるような場合には、極端な責任回避的⁶⁵の反応が見られるようになるのである。

ここでサウスウェスタン大学法学部教授、ハーバート・T・クリメルの観察を紹介し、その責任回避的の反応がどれほどあからさまに表明されるものであるかを見ておくことにしよう。彼は1981年11月に開催された代理親協会(Surrogate Parent Foundation)の発会シンポジウムに参加し、先天異常を持った子供が生まれてくるケースをとりあげて論じたが、代理母や受け入れ側の夫婦のこの問題に対する姿勢には全く驚かされたという。受け入れ側の

夫婦は、「そんな子供を引き受けなくてはならないのですか」と戸惑い、代理母の方はそれに答えて、「私たちとしてもそんな子供はごめんですよ」と応答したのである。このような反応から、双方とも代理母契約のもとに生まれた「望ましくない子供」の責任はとりたくない⁶⁶と考えていることは明白である。

代理母という第三者が介入することにより、子供に対する責任感が希薄化してくることは確かである。受け入れ側の夫婦は、代理母が「欠陥卵子」を持っていたからだとか、あるいは、妊娠期間中に胎児を十分大切にしていなかったからだ⁶⁷と非難するだろうし、一方、代理母は生物学的父が「欠陥精子」を持っていたからだ⁶⁸と非難するだろう。受け入れ側の夫婦は、欠陥を持ったこの子ではなく正常な子供がほしいのだと主張し、代理母の方はどんなことがあろうともこの子のめんどろは見たくない⁶⁹と主張する。このように、双方とも、自分が責任をとらなくてすむような筋の通った言い訳を見つけてきて、自己の立場を正当化するようになるのである。

一例を示そう。最近起こったある事件(ニューヨーク・タイムズ、1983年1月28日、18ページ)では、代理母出産で生まれた小頭症の子供の養育を関係者全員が拒否したということがあった。小頭症は精神遅滞をとまなう。受け入れ側のアレキサンダー・マラホフという男性は血液鑑定を行ない、それをもとにその子が自分の子供ではないことを証明し、契約通りその子供を引き取る義務はないこと、また代理母契約金も支払う義務はないことを主張した。最終的には、この代理母ジュディー・スタイヴァーが生んだ子供は、彼女の夫の子供であることが判明した。つまり、彼女は契約者の男性の精子で人工受精を受ける前にすでに夫の子を身ごもっていたのであるが、そのことには気付いていなかったのである。現在、子供は代理母夫婦の養育下にあるが、受け入れ側も代理母側も共に相手方を訴え裁判が行なわれている状態である。

すでに見てきたように、代理母契約は出産前の遺伝検診、中絶、妊娠期間中の代理母の行動に関する規定を導入している。このことは商品としての子供の価値を確保する試みと見なすことができる。ところが、多くの欠陥は、出産前に羊水穿刺やその他の方法を実施してみたところで発見できない。そ

れ故、ここで述べたような状況はこれからも必ず生じてくるであろう。

さて、このような人間の商品化の議論は、優生学的観点を内包している。商品価値を高めるという論理から、代理母契約では胎児の遺伝検診、中絶などが行なわれるようになっているが、これは「個人レベルにおける優生学的目的」の導入ととらえることができるのではないだろうか。ここから「社会レベルにおける優生学的目的」へと発展するのは必然である。冷凍保存技術の進歩に伴い、精子、卵子の商品化が実現している現在、個人的嗜好による初期段階での人間生命への意図的介入は、ますます拡大し深化しつつある。その操作を消極的な意味での優生学的目的に限り、改造、つまり積極の意味での優生学的目的への利用を禁ずることは、商品化がすすめばすすむ程、困難となってくるであろう。

4 代理母契約の関係者たちが抱える倫理的ディレンマ

1) 代理母のディレンマ

以上、代理母出産ならびに代理母契約が孕む倫理的問題を概観してきたが、次に当事者たちが抱える倫理的ディレンマを見ていくことにしよう。

フィリップ・パーカーの調査では、代理母を引き受けるようになった理由として、経済的理由、妊娠状態が好きだからという理由、あるいは他の夫婦に対して「生命の贈り物」ができることをうれしく思うという利他的な理由などが示されていた。しかし、このような理由が実際に満足されるかどうかは保障の限りではない。つまり、代理母は次のようなことを経験する可能性が十分にあるからである。

代理母はその体験を予想していたほど満足のいくものではなかったと思うかもしれない。1回では妊娠できずに、何回も何回も人工受精が試みられることになるかもしれない。妊娠・出産に予想以上の苦痛や、不快な副作用、錯乱などが伴うかもしれない。先方の夫婦は代理母が子供のために期待する

ような人柄の持ち主ではないかもしれない。出産が近づいてくるにつれ、お腹の子供は「彼らの子」であって「自分の子」ではないという気持ちではいられなくなるかもしれない。出産後、子供を手放すのは予想していたよりずっとつらいことかもしれない。契約時にこのような可能性をすべて知らされていても、代理母は喪失感や憂鬱感や不眠症で何週間も悩まされることになるかもしれない。また先方の夫婦が一旦子供を受け取った後は、子供と接触する機会を一切与えてくれないことに腹を立てたり、子供を渡してしまったことに罪悪感を抱くようになるかもしれない。結局、代理母は「自分の子」とのあらゆるつながりを喪失してしまったという現実と直面し、「自分の子」とのつながりを強く要求しておかなかったことを後悔するに至るかも知れない⁹⁹。

妊娠を通じて作り上げられた母-子の絆は強く、代理母が子供の引き渡しを拒否する例はいくつか報じられている。たとえ代理母機能を果たすだけという気持ちであっても、生物学的基盤を持つ母-子の関係はそう簡単に割り切れるものではない。契約という文化的約束事をもってしては割り切れないものが残るのである。母-子関係を、様々な道徳的正当化を行ないつつ、人為的に変更していくことは、人類が長い歴史の中で築き上げてきた親子関係を突き崩していくことになるのではないだろうか。このことは広い意味での倫理的問題ととらえることができよう。

2) 受け入れ側の夫婦のディレンマ

受け入れ側の夫婦にも、倫理的ディレンマがある。まず、受け入れ側の夫婦は弁護士料や代理母契約料など全て合計して、約2万ドルから2万5千ドル支払わなくてはならない。これは相当大きな負担である。そのため代理母契約を行なう人は中流階級が中心となっている。つまり、経済的に豊かな夫婦が契約金を目的とする代理母を利用するという構図になっているのである。

受け入れ側の夫婦は代理母に対し様々な不安を抱いている。ふつう、代理

母契約は代理母斡旋業者を通じて行なわれ、受け入れ側の夫婦と代理母は見ず知らずの他人であることが普通で、しかも彼等はお互いに顔を合わせることはないのである。そのため、「代理母は体を大切にしているだろうか」、「妊娠中に薬や酒を飲んではいないだろうか」、「後々まで子供に接触して行くのではないだろうか」、「子供を引き渡す時に契約以上の金額を要求して行くのではないだろうか」、「結局は子供を渡したくないなどと言いつつではないだろうか」などと、いろいろな不安に悩まされる。

こうした不安を軽減するために、受け入れ側の夫婦が代理母との信頼関係を作り上げようとはたつきかけることは不可能ではない。しかし、そのためには、相互的な権利・義務の規定が必要となり、プライベートに属することがらの規制をも問題とせざるを得なくなる。また、場合によっては、受け入れ側の夫婦にとってありがたくないような親子関係、両家族間の関係を要求されることにもなりかねない。

このように受け入れ側の夫婦も様々な不安を抱いている。それ故、あらゆる可能性を契約時に列挙し、それに対する明確な対応を指示し得るような弁護士がいたとしても、代理母の信頼性をめぐる受け入れ側の夫婦の不安を取り除くことはできないであろう。

さらに、受け入れ側の夫婦は自分たちに対しても不安を抱いている。彼らが行なおうとしていることは、多くの人々が不道德であるとか、正しいことではないと考えていることなので、このような形の親子関係を作り上げていく決心をしてからも、不安は消えることはない。彼らは、親となるための準備を心がけるとともに、不安と緊張に耐えられるだけの心構えを作り上げようと努力することになる。

受け入れ側の夫婦の不安を生み出している要因中とりわけ大きな問題は、「父-子」と「母-子」の関係における不釣り合いである。つまり受け入れ側夫婦の妻は子供と生物学的意味でのつながりを全く持っていないが、父親は子供にとって生物学的父であるということである。このような生物学的意味での不釣り合いが、子育ての上で分裂を招く要因となることは十分に考え

られる。また、夫婦が離婚した場合でも、養育義務をめぐって、通常の離婚の場合のように、夫と妻の間で平等に責任が分担されるのかどうか、あるいは父親がより重い責任を担うことになるのかという問題も存在する。

このような様々な要因を考えてみると、子供を欲しいという欲求を満足させるために、2万から2万5千ドルという大金を気前よく支払ったとしても、それですべての問題が解決されるわけではないことがよく理解できる。

更にもう1つ、単親という厄介な問題を指摘しておくことにしよう。アメリカでは女性であれば結婚していようがいまいが、本人が希望しさえすれば人工受精を受け母親となることができる。また、妻はいらないが子供が欲しいという男性もいる。彼等は男女平等という観点から、女性なら独身でも母親になれるのに、何故独身男性は父親になれないのか、何故代理母契約により子供をもうけてはいけないのか、という問題を提起しはじめている。これに対しても倫理的な正当性を問うといった事態が出現しつつある。

3) 子供自身におけるディレンマ

生まれてくる子供にとっての問題は更に一層深刻である。つまり、代理母出産により生まれて来る子供たちは、出生に関する情報を剝奪されているのである。これは知る権利と関係する大きな問題である。ここでは、代理母出産において、「卵子の母」、「子宮の母」、出生後の「育ての母」と母親が分裂することが、子供の心理的危機を作り出す可能性を孕んでいるという観点から考察を加えておくことにしよう。

先の代理母の分類における第2の方法のⅠ-②を例にとり考えてみよう。この場合、代理母が子供の「卵子の母」であり「子宮の母」であるが、この母は養育権を放棄し、「育ての母」とはならなかったのである。「育ての母」として養育にたずさわったのは遺伝上の父の妻である。このような事実を知った子供は、自分が知らない遺伝上の母親を知りたいとか、あるいは彼女の家族と関係を持ちたいと願うようになる。遺伝上の母親がわからなかったり、あるいは彼女から拒否されて関係を確立できない場合、子供は自尊心を

傷つけられ、根無し感を抱き、何か個人的な欠陥のために拒絶されたのだ、との思いから抜け出せなくなってしまうこともある。

生物学的親に対する情報を公開するか否かについては、すでに非配偶者間人工受精（AID）の場合や一般の養子縁組の場合に問題となっており、子供の側の知る権利の問題と生物学的親の側の意向が複雑にからみ合っ、困難な状況を呈してきたという歴史がある。

ここで参考として、ある意味ではすでに解決に向けて大きく前進しつつある一般の養子縁組の場合を取り上げて、参考に供したい。

湯沢雅彦お茶の水女子大学教授によれば、すくなくとも今日のアメリカにおいては、「養子に真実を告げるべきか否か」の問題はもはや存在しないという。アメリカでは、子供に完全なパーソナリティーの基礎を持たせるために真実を告知することは、当然かつ必要不可欠なことがらであると考えられているという。真実の告知は、「真実は真実だから」といった単純な理由からなされるのではなく、真実が無責任な第三者を通じて告げられたときに子供が受けるであろう精神的衝撃の大きさを考慮した上で、実施されているのである。これまで親だと思っていた人が親でなかったこと、愛されていた人から真実を告げてもらえなかったという信頼への裏切りとが、二重のショックとなって子供をおそい、生みの親が自分を手放したと同じことが再び起こるのではないかという不安感を生じるからである。また、育ての親においても、子供の信頼を裏切ったことによる当惑、悔恨、罪悪感があつて、それがときには子供との関係の破綻を決定的なものにさえしてしまうからである。こうして、真実を告知することこそ、子供の幸福になると考えるようになったのである。そこで実際には、できるだけ早い時期に、育ての親から直接子供に対して、語られるべきであるという結論が導き出されるようになったのである。

アメリカには、養子本人が18歳ないし21歳以上になり、生みの親と養子の間で合意が成立すればお互いに面会が許されるよう法律が改正されている州が、すでに10州以上もある。養子と育ての親の間の心の絆や愛情の重要性は

十分よく自覚されていて、育ての親は生みの親が現れても怖くないという自信を持つに至っているという。また、子供の方も、結局は育ての親こそ真実の親であるという確信を持つ人が増えてきているという。このような傾向が非配偶者間人工受精や代理母出産のケースにそのまま適用されるとは考えられないが、影響を及ぼすであろうことは十分に予想されることである。

このような背景を考えると、テキサス大学ロー・スクールの教授J・A・ロバートソンが、代理母契約で生まれた子供たちの場合には、たとえ生みの親を知りたいというような希望が出てきても、「代理母契約というものがないければ、この世に生まれてくることはなかったのだから祝福されて生まれてきたのである」と納得させ得るとして、このような問題がそれ程深刻になることはないだろうとの見解を示しているが、これもアメリカ的状况においては考えられないことではない。

日本における状況を考えてみよう。その場合、青井和夫津田塾大学教授の家族社会学の観点からの見解が参考となる。彼は、母親の分裂に見られる親子の絆の問題を、代理母契約よりも更に広い遺伝子工学の枠の中で論じている。すなわち、代理母契約は親子の絆に対する「原信頼」を脅かすものであるとし、親子の絆を意図的に打ち切ることの危険性を指摘して次のように述べている。

遺伝子工学は、人間に残された「親子」という最後の運命的きずなを打ち切るかもしれません。人間に対する「原信頼」は、家族の中の親子、わけても温かい母子関係によってはぐみ育てられますが、親子の運命的きずなが打ち切られるとなると、個人を支え社会を支えている「愛」と「信頼」はどうなるのでしょうか？すでに離婚、同棲、非嫡出子、家出、一家離散、家族遺棄、家庭内暴力、心中、親殺し子殺しなどの増加によって、家族員間のきずなは次第に弱まりつつあります。特に、もともと他人同士であった夫婦のきずなはもろくなりつつあります。しかしそれでもなお、人間相互の愛と信頼が完全に失われないのは、親子という運命的きずなが切れていなかったからでありましょう。これがあるか

らこそ、親は自分の生命を捨てても子を守ろうとし、子もこれに答えるわけです。

もちろん子は、親がほんとうに自分の生物的親であるかどうかを知りませんし、それを確かめるすべもっておりません。ただそう信じ、信頼しているだけです。それは無条件的なるが故に、むしろ「信仰」といってもいいでしょう。このような「原信頼」ないしは「信仰」の上に、われわれの家族の結合や社会の連帯は成り立っているのだと、私は考えます。強い運命的・生物学的きずなによって結ばれた「原信頼」がゆらぎはじめたとき、家族と社会はどうなるのでしょうか？

代理母出産などのように協力体制をとる生殖は、従来からの親子関係を意図的に変更していくため、一方において、「真実の告知」とか「原信頼の破壊」など数多くの困難な問題を生みだしていくことは確実である。

5 立法化の動き

以上、代理母出産ならびに代理母契約に関し当時者が抱えるディレンマを見てきたわけであるが、ここで生じてきた諸問題に対し、法的立場から一定の解決を与えようという方向が打ち出されてきている。そこで、最近の代理母制度の立法化の動きを見ておくことにしよう。

1) 現状

代理母契約を盛り込んだ法案がアメリカの議会にはじめて提出されたのは、1981年、アラスカ州議会の下院においてであった。それ以来、カリフォルニア州、メリーランド州、ミシガン州、オハイオ州、サウスカロライナ州をはじめとして約12の州で審議が行なわれたり、あるいは、行なわれる予定になっている。しかし、今までのところ立法化にこぎつけた州は1州もない。

現在のところ、代理母契約は従来の家族法の範囲内で実施されており、自主

的に行なわれた養子縁組と解釈されている。このことの合法性については大半の州が認めている。代理母が他者のために妊娠を引き受け、養子として手放すことは犯罪にはならないが、受け入れ側の夫婦が養子縁組料として医療費以上の金額を代理母に支払うと犯罪になる州もある。また、親権の終結や譲渡が法的に認められるかどうかは州により異なる。ハワイやフロリダをはじめいくつかの州では、自主的な養子縁組はごく簡単に認められている。また、ミシガン州やケンタッキー州など少なくとも24の州では、料金の支払いがある場合には、代理母が養育権を終結してそれを他者に譲渡することは認められていない。更にまた、どの州でも精子提供者に有利な形で父権を確定するようなことはできないようになっている。

2) 代理母契約の法的強制力の問題

代理母が代理母契約に反して子供の引き渡しを拒否した場合の法的強制力はどのようになっているのであろうか。受け入れ側の夫婦は、代理母契約には金銭的な支払いが伴う、つまり、代理母の側は子供の養育権を譲渡するかわりに一定の金額を受け取るということが含まれているから、法的な拘束力を持った契約であると主張するかもしれない。しかし、たとえそうであっても、もし契約それ自体が反社会的なもの、つまり、社会にとっての有害なものであれば、強制力は持ち得ないという判例がある。モナシユ大学の人間生命倫理研究所のA・A・ラサビーは、イギリスとアメリカの人工受精をめぐる判例を検討することによって、受け入れ側の夫婦は代理母に対し、子供の受け渡しを強制することはできないだろうと予測した。

こうした問題に関する直接的な法的先例はないが、イギリスとアメリカのケースを参考事例として示している。

まず、イギリスの判例である。未婚のカップルのAとBは子供を得るためにCの助力を得たいと希望した。CはBの精子による人工受精をうけた。取決めでは、Cが500ポンドの謝礼をもらって、出産と同時に子供の養育権を譲渡するというものであった。後でCは取り決めの約束を拒否した。AとB

は、法廷を通して子供の養育権を求めたが、裁判長は、この取り決めは子供の売買にはかならず、取り決め自体が「道徳上有害であり」、強制力はないとして強制を拒否した。

次に、アメリカの判例である。ケンタッキー州のある判事が、同じような契約を認可した例がある。この場合はイリノイ州の子供のない夫婦が、進んで代理母の役をしようという女性と契約を結んだのである。イギリスの事例と同じように、代理母は夫の精子で人工受精を受け、出産直後に報酬を受け取り、それと同時に子供の養育権を譲渡することに同意した。この場合、イギリスの事例とは対照的に、代理母は契約を約束通り履行したのである。裁判長は、これは法的効力のある養子縁組の方式を構成しており、子供の父親と彼の妻は法的な親であることを主張する権利があるとの判断を下した。

さらに、ラサビーはオーストラリアの場合について言及し、オーストラリアはアメリカの判例よりもイギリスの判例にならうだろうと述べた。つまり、子供の遺伝上の父親は、代理母との契約上の取り決めを立証しようと試みて、法的に養育権を勝ち取ることはできないだろうとしている。

実際、オーストラリアで1984年8月1日に発効された人工受精法ではラサビーの予測通りとなり、代理母が子供の引き渡しを拒否した場合には、その子供の養育権は代理母夫婦に与えられ、また、その子供の父親も精子の父ではなく代理母の夫になるとされたのである。

3) プライバシーの問題

法的強制力の問題と関連して問われてくるのが、プライバシーの問題である。代理母契約に参加した代理母は、子供を生むためにどの程度自分を犠牲にすることが期待されているのであろうか。つまり、代理母の妊娠中の行動にどの程度の規則をもち込むことが適当なのだろうか。代理母契約には胎児の出生前遺伝検診、中絶、妊娠期間中の行動に対する規定が定められていることはすでに述べたが、たとえば、受け入れ側の夫婦の夫が死んでしまったとか、あるいは、単純に心変わりして、もう子供はほしくないということに

なった場合など、代理母に中絶を強制できるのだろうかといった問題も、可能性としては十分考えられることである。また、喫煙や飲酒については、全面的に禁止すべきであるとか、ある程度は許可すべきであるとかいったことが、胎児の健康との関係で問題となろう。運動についても同様である。どの程度の制約であればプライバシーへの不当な侵害にならないですむのだろうか。

子供のプライバシーの問題も忘れてはならない。子供は確かに望まれて生まれてくるのであるが、出生に関する重要な情報を剝奪されて生まれてくることも事実である。人は自分自身についていかなる個人的情報も入手できる権利をもっているとして、養子縁組の場合のように、早い時期に子供に出生の事情を告げ、成年に達したら自己の出生証明書や代理母に関する情報を入手する権利をもつべきであると論ずる人は多い。

結 び

どうしても子供がほしいという欲求からスタートした代理母出産ならびに代理母契約は、生殖技術の進歩と相まって、金銭授受を媒介とすることにより、商品経済の論理に巻き込まれていった。その結果、「よりよい子」を求める動きが、技術を介在させることにより、非常に明確な形で具体化されるようになったのである。それと同時に、その「よりよい子」の基準から外れる場合には、中絶という除去手段が導入されている。更に、代理母契約を代理母制度として立法化しようとする動きが出てきているが、ここでは法的強制力やプライバシーの侵害という困難な問題が立ち現れてきた。

ここにおいて表面化してきた問題は、すべて、「人は他者に向かってどの程度自己の意図することを実現しうるのか」ということに帰着するものと思われる。生殖技術の人間生命への適用においては、道徳的正当化(moral justification)という手続きを経て、人は自己の意図するところを実現しようとしているわけである。言葉を変えて言うならば、人間の価値観を基準にし、生命系が40億年かけて作り上げてきた論理を多少なりとも修正していこ

うとしているのである。

すでに生殖技術による人間生命への介入が、文化的・社会的に「さまざまな倫理体系が性と結婚において維持しようとしている人間の絆が危険にさらされはしないか⁽²⁾」との危惧を抱かせる程深刻な段階にさしかかり、生物学的にも「人類の進化の方向を人間自らが決定できるようになってきた」という段階に到達した現在、我々は、この道徳的正当化そのものの質を改めて問い直さざるを得ないのである。

科学を推進させる科学者、技術的に応用・実施を試みる医師、法的契約を取り結ぶ法律家、そして、実際の契約に参加する代理母と受け入れ側の夫婦、また、そこで生まれてくる子供たちというように代理母出産の関係者を分類してみるならば、それぞれのグループの主張・要求・立場等の根底には、専門職業倫理 (professional ethics) なり日常的倫理が複雑に絡み合っ立論された道徳的正当化の議論が存在する。この道徳的正当化を論拠に、それぞれのグループは、自己の主張・要求・立場を貫こうとする。その場合、最も重要なことは、その道徳的正当化そのものが、それを行く人間の精神の根底に潜む利己的欲望を覆い隠すための隠れ蓑であってはならないということである。つまり、すべての人が利己的欲望を徹底的に自己吟味し、それを去るところから出発するならば、科学の「価値-自由」な行き方に対する「自己規制」、さらには「人類の生存」への保証は、自ずから新たな展開をみせることになるであろう。

注

- 1 福井謙一「人類の選択」(岩波書店編集部編『これからどうなる 日本・世界・21世紀』、岩波書店、1983、427頁)。
- 2 J・A・ヘンリー「体外受精と家族」(W・ウォルターズ、P・シンガー編『試験管ベビー』、1983、163頁)。
- 3 Richard A. McCormick, "Reproductive Technologies: Ethical Issues,"

Encyclopedia of Bioethics (Vol. 4), ed. Warren T. Reich (New York, The Free Press, 1978), p.1454.

- 4 ここでは以下の資料を参考にした。
 - ① 藤田真一『お産革命』朝日新聞社、1982。
 - ② 毛利秀雄「精子をめぐる最近の話題」(『科学』Vol.54, No.2, 1984)。
 - ③ George J. Annas, "Surrogate Embryo Transfer," *The Hastings Center Report*, Vol. 14, No. 2, 1984.
 - ④ 「ダイアリー」(『日経メディカル』、第150—170号、1983—1984)。
 - ⑤ "The New Origins of Life," *Time*, Vol. 124, No. 11, pp.32-50.
- 5 Noel P. Keane, "Surrogate Motherhood: Past, Present and Future," *Difficult Decisions in Medical Ethics*, ed. Doreen Ganos, Rachel E. Lipson, Gwynedd Warren, Barbara J. Weil (New York, Alan R. Liss Inc., 1983), pp. 155-6.
- 6 Barbara J. Weil, "Surrogate Mothering," *ibid.*, p.137.
- 7 Noel P. Keane, *ibid.*, pp.162-3.
- 8 John A. Robertson, "Surrogate Mothers: Not So Novel After All," *The Hastings Center Report*, Vol. 13, No. 5, 1983, p.29.
- 9 "A Surrogate's Story," *Time*, Vol. 124, No. 11, p.47.
- 10 "Surrogate Mothering: Case for Discussion," *Difficult Decisions in Medical Ethics*, pp.141-2
- 11 A・A・ラサビィ「代理母制度」(W・ウォルターズ、P・シンガー編『試験管ベビー』、1983、184-6頁)。
- 12 Herbert T. Krimmel, "The Case against Surrogate Parenting," *The Hastings Center Report*, Vol. 13, No. 5, 1983, p.35.
- 13 John A. Robertson, *ibid.*, p.29.
- 14 Herbert T. Krimmel, *ibid.*, p.37.
- 15 John A. Robertson, *ibid.*, p.32.
- 16 *Idem*, p.30.
- 17 湯沢雅彦「養子と継子」(『NHK市民大学 家族と社会』日本放送出版協会、1982、72頁)。

- 18 John A. Robertson, op. cit., p.29.
- 19 青井和夫「喪失する魂の碇泊点」(『生命科学と宗教Ⅰ』佼成出版社、1982、92-3頁)。
- 20 Herbert T. Krimmel, op. cit., p.38.
- 21 "The New Origins of Life," *Time*, Vol.124, No. 11, p.48.
- 22 John A. Robertson, op. cit., p.28.
- 23 A・A・ラサビィ「代理母制度」、187-9頁。
- 24 A・A・ラサビィ「代理母制度」、199頁。

本稿原稿段階において、望月幸義、モラロジー研究所研究員ならびに永安幸正、早稲田大学教授から貴重なコメントをいただいた。記してここに謝意を表したい。

Ethical Discussion on the Problem of Surrogate Motherhood: One Aspect of Rapid Advancement in the Application of Reproductive Technologies

Norio Tachiki

Through the use of vast amounts of accumulated scientific knowledge, and highly sophisticated biotechnology, man is now able to intervene—and interfere—directly in the fundamental logic of biological existence which has more than four billion years of history. In this paper the author discusses the seriousness of some problems deriving from the new field of reproductive technology and emphasizes one point: the guiding principle for the proper use of this knowledge and technology is ethics, and moral justification especially is the main tool for the proper application.

The author takes up surrogate motherhood as a concrete example of the application of artificial insemination and *in vitro* fertilization, and examines its ethical implications. Some of the ethical topics discussed are: (1) division of motherhood between ovum producer, uterus donor, and adopting person; (2) treating human babies like consumer goods by applying modern economic ways of thinking to surrogate mother contracts, and the eugenic implications of this; (3) moral dilemmas of the surrogate mother, adopting parents, and possible dilemmas for the babies; (4) legal movements, ability to enforce contracts, and problems of infringement of privacy; (5) and finally, the danger of a tendency toward "self-justifying" moral justification.

One of the responses that we can make in seeking to find the proper thing to do in a given situation is the practice of deep self-examination—the Eastern meditative approach of finding truth by renouncing selfish ego—and should thereby try to make the best justification we can.